

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
障害者グループホーム第三者評価事業実施要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第3条に基づき、障害者グループホーム第三者評価の実施に関する必要な事項を定め、障害者グループホームのサービスの質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において第三者評価の対象とする障害者グループホームとは、障害者総合支援法に規定する「共同生活援助」をいう。

(評価項目)

第3条 障害者グループホーム第三者評価は、推進機構が定める障害者グループホーム第三者評価項目(別添1)により実施する。

(評価機関)

第4条 障害者グループホーム第三者評価は、推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき認証された評価機関（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

(評価調査者)

第5条 障害者グループホーム第三者評価の評価調査は、推進機構登録評価調査者で推進機構が実施する障害者グループホーム第三者評価項目研修修了者が実施しなければならない。

(評価手法)

第6条 障害者グループホーム第三者評価の実施は、推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱第5条によるものとする。但し、評価手法の詳細については別に定める。

(評価結果の公表)

第7条 評価結果の公表は、推進機構評価結果等公表要綱に基づいて行う。但し、評価結果の公表様式は別に定める。

(申請)

第8条 神奈川県内において、障害者グループホーム第三者評価の実施を希望する評価機関は、推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱第10条に基づき、「福祉サービス第三者評価機関変更届出（申請）書」（様式5）に必要な書類を添付して申請を行なうものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、障害者グループホーム第三者評価の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**障害者グループホーム第三者評価実施要綱第6条及び第7条に定める
評価手法並びに公表様式について**

推進機構障害者グループホーム第三者評価実施要綱第6条及び第7条に定める評価手法並びに公表様式については以下に定める。

事項	規定内容
評価項目	推進機構が定めた「障害者グループホーム第三者評価項目」（別添1）とする。
評価の実施単位	障害者グループホーム第三者評価は「住居」を単位として実施する。 なお、建物構造等により一体的に運営されている複数の住居が同時に受審する場合は、自己評価調査並びに訪問調査を合同で実施することができるものとする。ただし、この場合においても利用者調査は住居単位で実施し、評価（結果）報告書及びコメント表の作成は住居単位とする。
評価調査者	障害者グループホーム第三者評価の評価調査は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構登録評価調査者で、推進機構が実施する「障害者グループホーム第三者評価項目研修」を修了した評価調査者が、1件の評価調査につき複数名で一貫してあたるものとする。
評価調査手法 （事業者調査）	状況調査は、評価調査を受ける障害者グループホームの運営状況を示す文書により行う。 自己評価調査は、推進機構が定めた「障害者グループホーム自己評価表」（様式1）により行う。 訪問調査は、推進機構が定めた「障害者グループホーム第三者評価項目」により、複数の評価調査者が住居を訪問して調査を行う。
評価調査手法 （利用者調査）	利用者調査は、推進機構が定めた「障害者グループホーム第三者評価利用者調査表」（様式2）により、複数の評価調査者が住居を訪問して、利用者または利用者家族へのヒアリング調査もしくは利用者の観察調査を行う。
評価の決定と評価（結果）報告	評価機関は、推進機構が定める事業者調査及び利用者調査の結果を住居ごとにとりまとめ、評価調査を受けた障害者グループホームの意見を十分に聴いたうえで、住居ごとに評価を決定し、「障害者グループホーム第三者評価（結果）報告書」（様式3）により当該障害者グループホームに対し評価結果を報告するとともに「評価後のコメント表」（様式4）の提出を求める。
推進機構への評価結果の報告	評価機関は、推進機構評価結果等公表要綱第3条に定める「第三者評価実施報告書」に「障害者グループホーム第三者評価（結果）報告書」（様式3）及び受審した障害者グループホームから提出された「評価後のコメント表」（様式4）を添えて推進機構に報告する。
推進機構での評価結果の公表対象	推進機構は、評価機関からの提出を受けて、「障害者グループホーム第三者評価（結果）報告書」（様式3）及び「評価後のコメント表」（様式4）を推進機構ホームページ等で公表する。